

NEWS まちのお知らせ

NEWS 暮らし 確定申告が間違っていたときの対応方法

確定申告書を提出した後に、申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、左記の方法で申告内容を訂正することができます。

税額を多く申告していた場合
「更正の請求書」を提出して正しい税額や純損失などの金額への訂正を求めることができます。請求内容が正當と認められた場合は、税金が還付されます。

税額を少なく申告していた場合
「修正申告書」を提出して

NEWS 暮らし ヒグマによる事故を防ぐために

野山にも春が訪れ、冬眠から目覚めたヒグマが活動する季節となりました。食料の乏しいこの時期、ヒグマにとって山菜がとても重要な食料となります。

山菜採りなどで野山に入るときは、ヒグマとの遭遇や事故を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- **野山に入る前に**
 - ・事前に市町村役場や森林管理署などで、ヒグマの出没情報を確認しましょう
 - ・ヒグマの出没情報のある地域やヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち

正しい税額に修正する必要があります。修正申告が遅くなると加算税や遅延税がかかる場合がありますので、なるべく早く申告してください。

確定申告を忘れていた場合
修正申告と同様、加算税や遅延税がかかる場合がありますので、できるだけ早く申告するようにしてください。

問合せ先 岩見沢税務署 ☎ 22・0810

NEWS 暮らし 改正労働安全衛生法が施行されます

本年4月1日から、改正労働安全衛生法が施行されます。主な内容は以下のとおりです。

- ・注文中者に対する個人事業者などの保護
- ・高齢者の労働災害防止に向けた事業者の義務

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

問合せ先 岩見沢労働基準監督署 ☎ 28・2420

入りは避けましょう

- **ヒグマに出会わない工夫を**
 - ・ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう
 - ・鈴などの鳴りものの携行や、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう
 - ・ヒグマを目撃したら近づかず、左記に連絡してください。

問合せ先 岩見沢警察署月形駐在所 ☎ 53・2433 または住民課生活環境係 ☎ 53・2323



野犬掃とうを実施します

野犬掃とうを次のとおり実施しますので、飼い犬を放し飼いにしないようにお願いします。

犬を放し飼いにしておきますと、野犬とみなして処分することがありますので、十分ご注意ください。

期間 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

区域 町内一円

方法 檻による捕獲など



問合せ先 住民課生活環境係 ☎ 53・2323
E-Mail: jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

自衛官募集 ~可能性にチャレンジ~

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL 53・2321

| 募集種目 | 受験資格 | 受付期限 |
|-----------|---------------------------------------------------------------|------|
| 第2回幹部候補生 | 22歳以上26歳未満の方 (20歳以上22歳未満の方は大卒(見込含)、修士課程修了者など(見込含)は28歳未満の方) | 6月5日 |
| 第2回幹部候補曹 | 20歳以上33歳未満の大卒程度の方(学位不要) | |
| 第1回一般曹候補生 | 18歳以上33歳未満の方 (32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方) | 5月7日 |

NEWS
くらし

4月1日(水)から
病院内を土足化

靴の履き替えの負担を軽減するとともに、履き違いやスリッパによる転倒の防止を図るため、病院内を土足化しました。

靴が泥などで著しく汚れている場合や、スパイクなどの滑り止めが付いた靴を履いている場合は、備え付けのスリッパへの履き替えをお願いします。

※処置室など一部の施設では、院内感染防止対策上、スリッパへの履き替えをお願いします。

問合せ先 月形町立病院総務係
☎53・2241



NEWS
表彰状

北海道産業貢献
賞を受賞

1月16日、渡辺祥紀さん(南耕地1)が北海道産業貢献賞(農業関係功労者)を受賞し、授与報告のため来庁されました。

渡辺さんは、平成20年から農業委員として、農地の適正利用と会務運営の向上などに大きな貢献をされています。今回、17年以上にわたる功績が認められ、受賞となりました。



▲(左) 渡辺祥紀農業委員会会長

NEWS
農業

10年ぶりに北海道
道農業士に認定

2月16日、札幌市共済ホールホールにて「北海道指導農業士・北海道農業士称号贈呈式」が行われました。本町からは10年ぶりに安倍慎さん、大江圭輔さん、川口拓也さんの3名が新たに北海道農業士に認定されました。

北海道農業士とは、地域農業の振興や担い手育成に貢献する優れた農業者を認定する制度です。

また、2月26日には授与報告のため役場を訪れ、認定の報告とともに今後の抱負を述べました。



▲(左) 川口拓也さん、安倍慎さん、大江圭輔さん

灯油
重油

の流出事故は

数十万円から
数百万円の負担

をしていただく場合があります

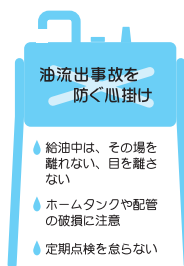
一般の家庭や事業所のタンクから灯油や重油などが流出する油流出事故が空知管内でも多く発生しています。

油の流出は、火災発生の危険性や河川、水路、土壌、地下水などに重大な環境汚染を引き起こし、人の生活や動植物へ重大な影響を与えてしまいます。油の流出事故が発生すると、北海道開発局、北海道、町、消防など多くの関係機関が調査を行い、水質汚濁防止法、河川法などにに基づき河川への流入を防ぎ被害を最小限に食い止めるための措置が原因者に命じられます。

流入を防ぐための措置として、水路や河川にオイルフェンス(流れた油をせき止める)やオイル

吸着マット(油を吸い取る)などを設置します。その措置をするためには、多額の費用がかかり、事故の規模によっては数十万円から数百万円かかる場合があります。その費用については、原因者が負担することになります。また、流出した油が田畑や魚などに被害をもたらした場合は、その責任も原因者が負うことになります。

重大な事故を起こさないよう、日頃からホームタンクの点検などを行い、油の流出事故を発見した場合は、すぐに役場または消防に連絡してください。



問合せ先

住民課生活環境係☎53・2323 / 消防月形支署予防係☎53・2154

●月形刑務所

■転出
4月1日付け

▽北海道矯正管区処遇調査情報分析官(所長) 廣田肇▽旭川刑務所所長(矯正処遇部長) 向井康修▽札幌刑務所上席統括矯正処遇官(上席統括矯正処遇官) 奥野文博▽旭川刑務所会計課長(上席統括矯正処遇官) 平澤禎紀▽札幌刑務所上席統括矯正処遇官(上席統括矯正処遇官) 高木みゆき▽札幌刑務所統括矯正処遇官(統括矯正処遇官) 山浦卓

■転入
4月1日付け

▽所長(札幌刑務所矯正処遇部長) 多田真▽総務部長(府中刑務所調査官) 林豊▽首席矯正処遇官(帯広刑務所首席矯正処遇官) 河野誠仁▽統括矯正処遇官(網走刑務所統括矯正処遇官) 伊藤涼▽上席統括矯正処遇官(旭川刑務所統括矯正処遇官) 津川宣人▽統括矯正処遇官(網走刑務所会計課長) 高木一▽上席統括矯正処遇官(水戸刑務所上席統括矯正処遇官) 坂本琢郎▽上

席統括矯正処遇官(北海道少年院統括専門官) 門田元勝

●北海道警察

■転入

4月1日付け
▽月形駐在所所長(紋別警察署) 三橋裕二

■退職

3月31日付け
▽小田嶋健一(月形駐在所所長)

●月形小学校

■転出

4月1日付け
▽教諭(浦臼町浦臼小) 佐々木珠美▽教諭(美唄市東小) 野田ますみ

■転入

4月1日付け
▽教諭(砂川市砂川小) 飯田茜音

■退職

3月31日付け
▽八木巻俊(教諭)

●月形中学校

■転出

4月1日付け
▽校長(浦臼町浦臼中) 橋本孝博▽教頭(雨竜町雨竜中) 櫻井貴幸▽教諭(岩見沢市北村中) 奥祐一▽教諭(岩見沢市豊中) 桑原聡恵

■転入

4月1日付け
▽校長(雨竜町雨竜中) 清水一伸▽教頭(岩見沢市緑中) 内山貴雅▽教諭(砂川市砂川中) 詫間翔太▽教諭(岩見沢市くりさわ学舎) 三國薫▽教諭(岩見沢市光陵中) 鈴木麻美▽教諭(岩見沢市清園中) 鈴木真

●月形高校

■転出

3月31日付け
▽教頭(帯広柏葉高校) 新濱学

■転入

4月1日付け
▽教頭(岩見沢東高校) 山本康二▽事務長(八雲高校) 岩崎洋和▽教諭(帯広北高校) 三浦郁哉

■退職

3月31日付け
▽阿部友規(事務長) 小玉和寛(教諭) 藤田順久(事務)

■転入

4月1日付け
▽総務課課長(企画振興課課長) 鈴木暢▽企画振興課課長(企画振興課参事) 竹内晶▽住民課課長(教育委員会教育次長) 上葛隆治▽農林建設課課長(住民課課長兼稅務係長

■月形町

事務取扱) 村瀬潤一▽會計管理兼出納室長兼出納室出納係長事務取扱(総務課課長) 加藤弘光▽企画振興課参事(総務課課長補佐) 佐藤直樹▽総務課課長補佐(議会议務局総務係長) 桑原祥之▽企画振興課課長補佐兼商工觀光係長事務取扱(企画振興課課長補佐) 井川健▽企画振興課主幹(教育委員会主幹) 加藤亮

▽住民課主幹(農業委員会事務局次長) 西谷内友香▽住民課主幹兼生活環境係長事務取扱(町立病院事務次長兼總務係長事務取扱) 青山めぐみ▽農林建設課主幹兼住宅建築係長(教育委員会社会教育係長) 今井学▽保健福祉課主幹(保健福祉課高齢者支援係長) 中村麻希▽総務課總務係長(農林建設課住宅建築係長) 嶋田将司▽総務課危機管理係長(総務課危機管理係主任主事) 樋浦翔太▽企画振興課地域振興係長(企画振興課地域振興係主査) 松本信也▽住民課稅務係長(住民課稅務係主任主事) 三浦圭祐▽保健福祉課高齢者支援係長(保健福祉課高齢者支援係主査) 後藤拓也▽保健福祉課地域福祉係長(企画振興課商工觀光係長) 新妻恭平▽總務課財政係主査(總務課財政係主任主事) 八重樫佑基▽企画振興課商工觀光係主査(保健福祉課保健係主任主事) 山口浩司▽住民課戶籍係主査(住民課戶籍係主任主事) 後藤耕太郎▽保健福祉課保健係主査(保健福祉課保健係主任主事) 高橋絵夢▽住民課生活環境係主任主事(住民課稅務係主任主事) 高田竜司▽農林建設課農政係主任主事(農林建設課農政係主任主事) 農山竜司▽保健福祉課保健係主任主事(出納室出納係) 三浦美咲▽保健福祉課高齢者支援係主任主事(保健福祉課高齢者支援係) 米内卓也▽企画振興課企画係(企画振興課地域振興係) 北川麻莉▽住民課戶籍係(住民課稅務係) 遠藤洋▽農林建設課農村整備係(教育委員会学務係) 佐藤友哉▽北海道派遣(總務課財政係) 福士逞▽總務課財政係(新採用) 加藤悠聖▽住民課稅務係(新採用) 徳義光希

■議会议務局

▽議会议務局長兼總務係長事務取扱(議会议務局長) 柴田理江▽總務係(住民課生活環境係) 笠間健吾

■農業委員会事務局

▽總務係長(會計管理者兼出納室長兼出納室出納係長事務

取扱) 原博由樹

■教育委員会

▽教育委員会教育次長(農林建設課課長) 表谷啓介▽教育委員会社会教育係長(総務課総務係長) 會田学▽教育委員会学務係主査(教育委員会学務係主任主事) 杉田裕樹▽教育委員会学務係主任主事(農林建設課農村整備係主任主事) 松村悠矢

■町立病院

▽総務係長(住民課生活環境係長) 播谷達樹▽医事係主任主事(医事係) 高橋尚也▽看護科看護師(新採用) 吉次優 ■岩見沢地区消防事務組合月形支所

▽警防係(予防係) 梶浦快斗

▽予防係(警防係) 佐藤史騎

■退職

3月31日付け

▽新道孝治(企画振興課地域振興係長)▽亀山千章(保健福祉課地域福祉係長)▽桢本梨沙(住民課戸籍係)▽林亮太(企画振興課企画係)



本でキミの世界が広がる読書ノート

町内の幼児、小中学生を対象に読書ノート活動を実施しています。

これは子どもたちが本に親しみをもちながら、読解力の向上を目指すために実施するものです。

詳しい内容につきましては、こども園、小中学校で配布するチラシをご覧ください。

実施期間 令和8年4月15日(水)～令和9年2月27日(土) 表彰 目標冊数以上読んだ方には、3月に表彰状と記念品をお渡しします

※目標冊数

・幼児・小学1～3年生 100冊

・小学4～6年生 70冊

・中学生 50冊

申請方法 月形町図書館で読書ノート活動に参加することを伝え、必要事項を記入してください

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎53・3443 または 月形町図書館 ☎53・3677

防災気象情報が新しくなります！

気象庁の避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動が設定されています。対象の災害となる河川氾濫、大雨、土砂災害および高潮に関する情報などは、これまで、警戒レベルと住民がとるべき行動がわかりにくくなっていましたが、今回、5段階すべての警戒レベルに対応した情報を改めて設定し、とるべき行動の判断をより一層支援できる情報体系に改善されました。

この新たな防災気象情報は、令和8年5月下旬から運用を開始する予定です。

気象庁ホームページの特設ページでは、新たな防災気象情報に関するさまざまな資料を掲載していますので、情報が発表された際にどのような行動をとるのか事前に確認をお願いします。詳細はQRコードからご確認ください。



【防災気象情報の一覧表】

| | 河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫 | 大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫 | 土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流 | 高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水 | (警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動 |
|----------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|--------------------------------|
| 警戒レベル 5相当 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 土砂災害特別警報 | レベル5 高潮特別警報 | 命の危険 直ちに安全確保！ |
| <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> | | | | | |
| 警戒レベル 4相当 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 土砂災害危険警報 | レベル4 高潮危険警報 | 危険な場所から全員避難 |
| 警戒レベル 3相当 | レベル3 氾濫警報 | レベル3 大雨警報 | レベル3 土砂災害警報 | レベル3 高潮警報 | 避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など |
| 警戒レベル 2 | レベル2 氾濫注意報 | レベル2 大雨注意報 | レベル2 土砂災害注意報 | レベル2 高潮注意報 | 避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど) |
| 警戒レベル 1 | 早期注意情報 | | | | 災害への心構えを高める |

問合せ先

総務課危機管理係 ☎53・2321 Eメール:kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp

令和8年 全道春の火災予防運動を実施します

実施期間：4月20日～30日まで

昨年2月に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生したことを覚えているでしょうか？これを踏まえ、林野火災の未然防止を目的として、岩見沢地区消防事務組合では令和8年から林野火災に関する注意報・警報の発令を開始します。

今シーズンは、降雪量が少なく雪解けも早く進み、例年になく乾燥した春を迎えることが予想されます。火災予防を徹底し、火災を防ぐ行為やポイントを守り、安心・安全な町を作りましょう。

1 林野火災注意報・警報について

毎年4月中旬から6月上旬までの期間中、気象条件などが一定の基準を満たした場合に月形町全域に注意報・警報が発令されます。

(1)林野火災注意報の発令基準 ※①または②のいずれかの条件に該当したとき

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないこともあります

(2)林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

2 屋外における「火の使用制限」について

林野火災防止のために「林野火災警報」発令中は下記の5つの行為が制限されます。

- (1)山林、原野などにおける火入れ
- (2)煙火（花火）の使用
- (3)屋外での火遊びや焚き火
- (4)屋外において引火・爆発性の物品、可燃物付近での喫煙
- (5)たばこの吸殻や火の粉の放置

※警報発令中に上記5つの行為を行った場合は違反者に対して30万円以下の罰金または拘留などの罰則が適用される場合があります

※注意報発令中の火の使用制限は「努力義務」となります

3 揚煙などの行為（火災とまぎらわしい煙）の届出について

林野火災の多くは、焚き火や火入れなどの人為的な原因によって発生しています。

このため「どんど焼き」「キャンプ場での焚き火」など、火を焚く形態の行為を「焚き火」と位置づけ、年間を通して「焚き火」の届出が義務化されました。

●住宅火災を防ぐ3つのポイント

- ①住宅や物置のまわりに古紙やダンボールを置かないこと
- ②寝たばこは絶対にしない、たばこの火は必ず消すこと
- ③調理中は絶対コンロから離れない、離れるときは必ず火を消すこと



たばこ



焚き火



かまど



野焼き



どんど焼き



花火

問合せ先

消防月形支署 ☎ 53・2154 (一般) ☎ 24・0119 (火事情報) ☎ 119 (救急・火事)



自転車の違反に「青切符」が導入されます



信号無視や、一時不停止、ながらスマホ、右側通行などの悪質危険な違反に対して、**交通反則通告制度（青切符）**が適用されます。



- 対象となる違反行為は100種類以上
- 対象となる年齢は16歳以上

酒酔い運転、酒気帯び運転、ながら運転など、または、交通事故を起こしたときは、**刑事手続き（赤切符）**で検挙されます。

信号無視などの交通違反で、3年以内に2回以上反復しての検挙、または、交通事故を起こしたときは、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

問合せ先 岩見沢警察署 ☎ 22・0110

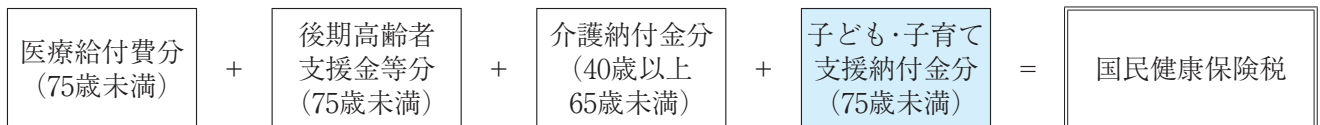
子ども・子育て支援納付金分の課税（国民健康保険税）について

●子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金制度は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などを通して、子どもや子育て世帯を社会全体で応援していく制度です。子育て政策を拡充するため、新たに「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が令和8年度から開始され、国民健康保険税とあわせて負担していただくことになります。

支援金制度の創設に伴い、月形町においても、令和8年度から国民健康保険税の既存の課税区分に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を合算した額を被保険者の皆さんにご負担いただきます。

●課税区分



●税率など

| 課税区分 | | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分 | + | 子ども・子育て 支援納付金分 (令和8年度から) |
|-------|-----------|----------|-----------|----------|---|--------------------------------|
| 所得割 | 加入者の所得 | 6.40% | 2.00% | 1.60% | | |
| 均等割 | 加入者1世帯当たり | 25,800円 | 9,500円 | 9,200円 | | |
| 平等割 | 加入者1世帯当たり | 26,100円 | 9,600円 | 7,300円 | | |
| 課税限度額 | | 660,000円 | 260,000円 | 170,000円 | | |

※上記の表は、令和7年度の税率・均等割額・平等割額を記載しています

※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもにかかる「子ども・子育て支援納付金分」の均等割額は10割軽減となります

※均等割額および平等割額は、世帯の所得に応じて軽減（7・5・2割軽減）されます

令和8年度の月形町国民健康保険の税率については、令和8年6月議会の条例改正後、皆さんにお知らせします。

問合せ先 住民課戸籍保険係 ☎ 53・2323 Eメール: jumin_madoguchi@town.tsukigata.hokkaido.jp



アイヌの方々からのさまざまな ご相談をお受けします



～全国のアイヌの方々のための電話相談を行っています～

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。

ご希望によりアイヌの相談員が応じます。

相談専用
フリーダイヤル

0120・771・208

相談無料

匿名可

秘密厳守

受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

問合せ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4階

◆本相談事業は、公益財団法人人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

児童に関する各種手当の支給額が改定されます

物価の変動に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」により、各種手当の支給額が4月分から下記のとおり改定されます。

手当の月額や手続きの方法など詳細は、下記問合せ先までご連絡ください。

| 手当の種類 | 対象者 | 手当月額 | |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 児童扶養手当 | 父(母)のいない家庭、または父(母)が一定の障害がある家庭で、児童(18歳に達した後の最初の3月31日までの児童、障がいのある場合は20歳)を養育している方 | 3月分手当まで ・全部支給 46,690円 | 4月分手当から ・全部支給 48,050円 |
| | | ・一部支給 11,010円～ 46,680円 | ・一部支給 11,340円～ 48,040円 |
| ※児童2人目以降の場合は、上記の額に最大 | | 11,350円加算 | |
| 特別児童扶養手当 | 一定以上の障がいのある児童(20歳に達する前日の属する月まで)を養育している方 | 3月分手当まで ・1級 56,800円 ・2級 37,830円 | 4月分手当から ・1級 58,450円 ・2級 38,930円 |
| 特別障害者手当 | 著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方 | 3月分手当まで 29,590円 | 4月分手当から 30,450円 |
| 障害児福祉手当 | 重度の障害により、日常生活において常時介護を必要とする在宅の満20歳未満の方 | 3月分手当まで 16,100円 | 4月分手当から 16,560円 |

※物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです

※判定基準や必要書類は、手当により異なりますのでご注意ください

※上記の各種手当は、年1回の現況届の提出が必要です

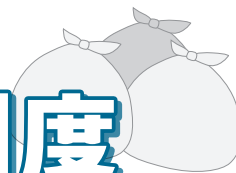
問合せ先

保健福祉課地域福祉係 ☎ 53・3155 Eメール:fukushi@town.tsukigata.hokkaido.jp



ご存じですか？

ごみに関する補助制度



資源物の回収には…

町内の営利を目的としない団体が、家庭から排出される資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡した場合に補助金を交付します。

| | |
|-----|------------------------------------|
| 対象者 | 行政区、町内会、子ども会など |
| 要件 | 資源物（古新聞、金属類、びん類など）を資源物回収業者に引き渡した場合 |
| 補助額 | 1kg当たり3円（10円未満切り捨て） |
| 限度額 | （1団体当たり年度内につき）30,000円 |

●申請手続き

- ①事業実施後に補助金の申請をしてください
- ②申請様式は役場にありますので、事前にお問い合わせください

※実施状況の写真は、忘れずに撮影してください

●申請に必要なもの

印鑑、事業明細書、資源物回収証明書（業者発行）、実施状況の写真、実施団体の会則、年間事業計画、補助金の振込先口座がわかる通帳など

ごみステーションの購入には…

家庭から排出されるごみを一時的に集積しておくために必要な鉄かご（ごみステーション）の購入に対して補助金を交付します。

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者 | 行政区、町内会など ※更新の場合、対象とならない場合があります |
| 要件 | ・犬、猫、鳥などによるごみの飛散を防止できる構造で、すぐに劣化しない素材のもの ・ごみの搬入または搬出が簡単にできる構造のもの ・登録販売店に制作を依頼し、購入したもの |
| 補助額 | 2/3以内（100円未満切り捨て） |
| 限度額 | （1基につき）87,000円 |

●申請手続き

- ①購入する前に補助金の申請が必要です
- ②登録販売店に制作を依頼し購入する必要があります
・登録販売店（4月1日現在）：青柳鉄工所、石川鉄工所

生ごみの処理には…

家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化のため、電動生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する際に補助金を交付します。

| 機器名 | 電動生ごみ処理機 | 生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器） |
|-----|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 対象者 | ・町内に住所を有し、かつ居住している方 【共通】・過去5年以内に、この補助金の交付を受けていない方 | ・使用状況の調査に協力できる方 ・町税などを滞納していない方 |
| 要件 | 乾燥式またはバイオ式のいずれかの方法により生ごみを処理する処理機であること ※1世帯につき1台まで | 悪臭、害虫などが容器外部に発散することのない構造および材質の容器であること ※1世帯につき2台まで |
| 補助額 | 【共通】2/3以内（100円未満切り捨て） | |
| 限度額 | 74,000円 | （1台につき）14,000円 |

●申請手続き

- ①購入する前に補助金の申請が必要です
- ②登録販売店で購入する必要があります

●登録販売店（4月1日現在）

電動生ごみ処理機～(有)香西電気商会

生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）～(株)山ス伊藤商店

●申請に必要なもの

印鑑、登録販売店からの見積書、商品のカタログ
※年度内（3月末）に完了・納品し、実績報告できるものが対象となります

問合せ先

住民課生活環境係 ☎ 53・2323 Eメール:jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

月形町地域公共交通だより

第 15 号



月形当別線・月形浦臼線のバスダイヤが変更になりました。

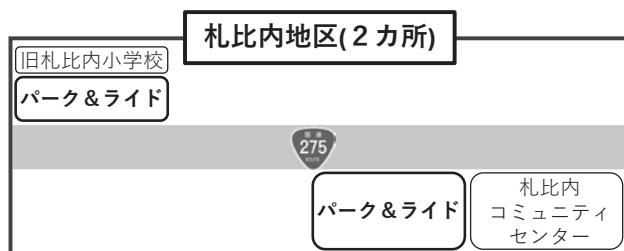
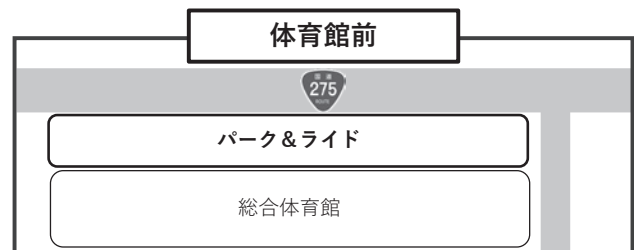
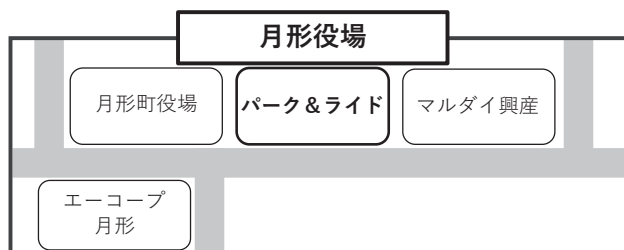
4月1日(水)より月形当別線および月形浦臼線のダイヤが変更になりました。

変更のダイヤは、浦臼発月形行2便、月形発当別行3便が変更となり、目的地が札幌の際には、午前中に到着する便が1便増えて、非常に利用しやすくなりましたので、ぜひご利用ください。

| 月形浦臼線（浦臼発月形行）2便 | | | 月形当別線（月形発当別行）3便 | | |
|-----------------|-----------|------|-------------------------------|------------|---------|
| 浦臼町 | えみる（浦臼駅） | 9:20 | 月形町 | 月形駅 | 10:05 |
| | 浦臼小学校前 | 9:22 | | 月形高校 | 10:09 |
| | 札幌的駅通 | 9:24 | | 月形役場 | 10:10 |
| | 晩生内市街 | 9:27 | | 月形市街 | 10:11 |
| 月形町 | 二線入口 | 9:33 | | 市南 | 10:12 |
| | 札比内駅前 | 9:35 | | 体育館前 | 10:13 |
| | 新富 | 9:36 | | 林間住宅前 | 10:16 |
| | コンクリート工場前 | 9:42 | | 月ヶ岡駅 | 10:20 |
| | 刑務所前 | 9:42 | | 南地区広域集落会館前 | 10:21 |
| | 月形温泉 | 9:46 | | 当別町 | 中小屋郵便局前 |
| | 町立病院前 | 9:48 | J R北海道医療大学駅 | 10:38 | |
| | 階楽町 | 9:48 | J R 学園都市線（北海道医療大学発札幌行） | | |
| | 月形市街 | 9:49 | J R北海道医療大学駅 | 10:48 | |
| | 月形役場 | 9:49 | J R札幌駅 | 11:34 | |
| 月形高校 | 9:51 | | | | |
| 月形駅 | 9:54 | | | | |

バス停までは自家用車で!パーク&ライドをご利用ください。

町では、5カ所のバス停まで自家用車で移動し、自家用車をバス停付近にある公共施設の駐車場に駐車したままバスに乗れる「パーク&ライド」を推奨しています。自宅からバス停が遠い、町外に行きたいけれど車の運転に自信がないなどでお困りの方は、パーク&ライドを活用して、バスをご利用ください。



問合せ先

企画振興課地域振興係 ☎ 53・2325 Eメール :chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

「男女共同参画社会」を 実現させましょう

男女共同参画社会とは？

「男女共同参画って、なんだか難しそう…。」「自分には関係ないんじゃないかな？」と思っている人はいませんか？

特に「参画」という言葉は、あまり聞き慣れませんかよね？これは、単に「参加」するということではなく、方針の立案や決定などの「意思決定への参加」ということを意味します。

男女共同参画社会とは、「男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」を言います。

こんな経験ありませんか？

「男性は仕事、女性は家庭」という価値観に縛られすぎていませんか？「男は強くなければ！」と悩みを誰にも言えずにひとりで抱え込んでいる人はいませんか？「女だから控え目にしなくては…。」と遠慮している人はいませんか？

もちろん、「男らしくなりたい！女らしくなりたい！」と思うことはあなたの自由です。しかし、無理に自分を「らしさ」の型にはめようと考えたり、それを他人に強要したり、されたりとなると、とても窮屈な気持ちがしてくるのではないのでしょうか？

日常生活の中で、「男だから…。、女だから…。」と多くの「当たり前」と思われていることに疑問を感じたら、「男女共同参画」について少しだけ考えてみませんか？

こんな時、あなたならどう思いますか？

- ・女なんだからそこまで頑張らなくてもいいんじゃない？
- ・女の子でしょう？もう少しおとなしくできないの？
- ・男なんだから仕事を最優先させなくちゃ！家事や子育ては妻に全部任せておけばいいんだよ！
- ・男のくせに！もっとしっかりしてよ！
- ・男のくせにお酒も飲めないの？情けないな！

なぜ必要なの？男女共同参画社会基本法

日本の憲法には個人の尊重、男女の平等がうたわれています。しかし、実際にはまだ、大切な意思決

定の場に女性が加わっていなかったり、職場や家庭などさまざまな場で男性の方が優遇されていると感じたりすることが多いようです。

また、少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

男女共同参画社会基本法はこうした新しい社会をつかっていくための5本の柱（基本理念）を打ち立て、国や地方自治体、国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。

基本法5つの柱（基本理念）

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊重を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男だから…」「女だから…」ではなく、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう

②社会における制度または慣行についての配慮

「男は仕事、女性は家庭」などの固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度やあり方を考えていきましょう。

③政策などの立案および決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。物事を決める場に「参加」するだけでなく、決定に至るまでの過程に加わって「参画」しましょう。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員。お互いに協力し、社会支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習をしたり、地域活動をしたりできるようにして行きましょう。

⑤国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

日々の生活の中で、男女共同参画の視点を持って過ごすことは社会を豊かにするために重要なことです。ぜひ、ご自身の生活の中で、男女共同参画社会の推進に向けて、あらゆる場面で実践していきましょう。

問合せ先

北海道環境生活部くらしの安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ ☎ 011・204・5217
企画振興課企画係 ☎ 53・2325 Eメール：kikaku@town.tsukigata.hokkaido.jp